

平成28年4月13日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成27年(ネ)第5404号損害賠償請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成25年(ワ)第32203号)

口頭弁論終結日・平成28年3月7日

判 決

[REDACTED]
控訴人兼被控訴人

(1審原告)

同訴訟代理人弁護士

荒哲朗
浅淳子
太田志子
佐藤裕子
五反田一郎
津顕章
見友浩
磯太郎

同 同 同 同 同 同 同

[REDACTED]
控訴人 中村

(1審被告中村)

[REDACTED]
控訴人 那須

(1審被告那須)

[REDACTED]
控訴人 三輪

(1審被告三輪)

控訴人 菊池 [REDACTED]

(1審被告菊池)

控訴人 松下 [REDACTED]

(1審被告松下)

上記5名(1審被告中村ら)

訴訟代理人弁護士 森 仁至

東京都豊島区南池袋3丁目18番35号

被控訴人 株式会社海翔物産

(1審被告海翔)

同代表者代表取締役 稲村 [REDACTED]

被控訴人 稲村 [REDACTED]

(1審被告稻村)

被控訴人 三浦こと

川名 [REDACTED]

(1審被告川名)

被控訴人 和泉 [REDACTED]

(1審被告和泉)

被控訴人 溝田 [REDACTED]

(1審被告溝田)

上記5名(1審被告海翔ら)

訴訟代理人弁護士 渡利純也

主 文

- 1 1審原告の控訴に基づき、原判決中、1審被告海翔、同稻村及び同溝田に関する部分を取り消す。
- 2 1審被告海翔、同稻村及び同溝田は、1審原告に対し、連帶して、238万2731円及びこれに対する平成26年1月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 1審原告のその余の控訴及び1審被告中村らの控訴をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用のうち、1審原告と1審被告中村らとの間に生じた控訴費用は1審被告中村らの負担とし、1審原告と1審被告海翔、同稻村及び同溝田との間に生じた訴訟費用は第1、2審とも1審被告海翔、同稻村及び同溝田の負担とし、1審原告と1審被告川名及び同和泉との間に生じた控訴費用は1審原告の負担とする。
- 5 この判決は、主文第2項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

1 1審原告

(1) 原判決中、1審被告海翔らに関する部分を取り消す。

(2) 1審被告海翔らは、1審原告に対し、連帶して、238万2731円及びこれに対する平成26年1月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(3) 仮執行宣言

2 1審被告中村ら

(1) 原判決中、1審被告中村らに関する部分を取り消す。

(2) 上記取消部分に係る1審原告の請求をいずれも棄却する。

第2 事案の概要

1 1審原告は、当初は株式会社あおぞら（あおぞら）と、その後1審被告海翔との間で、それぞれ、欧州気候取引所（European Climate Exchange（E C X））で取引が行われているCO₂排出権に関係した取引をしたが、これらの取引が、いずれも、詐欺によるものであり、そうでないとしても、適合性原則に違反し、賭博に当たり、断定的判断の提供があったことから、不法行為に当たるなどと主張して、（1）あおぞらとの取引（本件あおぞら取引）については、あおぞらに対して民法709条及び715条1項に基づき、あおぞらの代表取締役であった1審被告中村に対して会社法429条1項に基づき、あおぞらの従業員であった1審被告那須、同三輪、同菊池及び同松下（以下併せて「あおぞら従業員ら」という。）に対して民法709条及び719条1項に基づき、1審原告のあおぞらに対する交付金の額から返還金の額を控除した残額1750万4409円及び弁護士費用175万円の合計1925万4409円の損害賠償並びにこれに対する不法行為の後の日であり1審被告中村に対する訴状送達の日の翌日である平成26年1月10日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求め、（2）1審被告海翔との取引（以下、「本件海翔取引」といい、本件あおぞら取引及び本件海翔取引を併せて「本件各取引」という。）については、1審被告海翔に対して民法709条及び715条1項に基づき、1審被告海翔の代表取締役であった1審被告稻村並びに取締役であった1審被告川名及び同和泉に対して会社法429条1項に基づき、1審被告海翔の従業員であった1審被告溝田に対して民法709条に基づき、1審原告の1審被告海翔に対する交付金の額から返還金の額を控除した残額217万2731円及び弁護士費用21万円の合計238万2731円の損害賠償並びにこれに対する不法行為の後の日であり1審被告稻村、同川名及び同和泉に対する訴状送達の後の日である平成26年1月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求めた。

上記事件の原審係属中に、あおぞらについて破産手続が開始されたため、あおぞらに関する弁論から分離されたのが、本件である。

2 原審は、1審原告の1審被告中村らに対する請求をいずれも認容し、1審原告の1審被告海翔らに対する請求をいずれも棄却した。

原判決に対し、1審原告及び1審被告中村らは、それぞれの敗訴部分を不服として控訴を提起した。

3 前提事実（争いがないか、後掲証拠等によって容易に認められる事実）

(1) 当事者

ア 1審原告は、昭和 [] 生まれの男性であり、中学校を卒業して [] として勤務した後、65歳頃まで [] をし、平成23年4月に妻が死亡した後には、単身で生活をし、現在は年金のみで生計を立てている（甲17、1審原告本人）。

イ あおぞらは、温暖化ガス等の排出権取引等を目的とする株式会社であり、本件あおぞら取引がなされた当時、1審被告中村はあおぞらの代表取締役であり、あおぞら従業員らのうち、1審被告那須はあおぞら東京支店の支店長、1審被告三輪は同支店営業部部長、1審被告松下は同部副部長、1審被告菊池は同部次長であった（甲1の1ないし3、乙29）。

あおぞらについて、大阪地方裁判所は、平成27年4月14日、破産手続開始決定をした（甲27）。

ウ 1審被告海翔は、CO₂排出権取引及びその附帯業務に係るコンサルタント事業等を目的とする株式会社であり、本件海翔取引がなされた当時、1審被告稻村は1審被告海翔の代表取締役であり、1審被告川名及び同和泉は1審被告海翔の取締役であり、1審被告溝田は1審被告海翔の営業部副課長であった（1審被告溝田本人）。

なお、1審被告海翔は、取締役会設置会社ではない（記録中の履歴事項全部証明書）。

(2) 本件あおぞら取引の概要

ア 1審原告は、平成25年6月17日頃、それまで面識のなかった1審被

告菊池からの電話で、「CO₂排出権取引」の勧誘を受けたのをきっかけとして、あおぞらとの間で、本件あおぞら取引を行うこととなった（乙29）。

イ 本件あおぞら取引の内容について、本件あおぞら取引の開始に際して1審被告菊池が1審原告に示した「排出権取引ガイド」という資料（あおぞら取引ガイド（乙1））や1審原告が平成25年6月20日にあおぞらとの間に交わした「売買取引委託契約書」（あおぞら契約書（甲3、乙9））には、あおぞらが1審原告からの委託を受けて、インターチェンタル取引所（ICE）における「欧州気候取引所 EU（欧州連合）域内排出権」の売買取引を、英国の「AX Markets Limited」（AX社）を通じて行うこと（以下、ECXにおいて取引されるCO₂のEU域内排出権を「ECX-EUA」という。），そのために1審原告はあおぞらに対してECX-EUA1口当たり20万円の取引保証金を預託すること、1審原告は注文に際して年度及び限月、売付け又は買付けの区分等を明確に指示しなければならないこと、反対売買による決済時に、決済前日の為替レートによる差損益金の計算を行うとともに、ECX-EUA1口当たり2万1000円の委託手数料を徴収することなどが記載されている（甲3、乙1、乙9）。

ウ 1審原告とあおぞらは、平成25年6月20日、本件あおぞら取引を開始したが、同年11月5日頃、1審原告の委任を受けた本件の訴訟代理人弁護士が、あおぞらに対し、取引終了を通知した（甲17）。

エ 1審原告は、本件あおぞら取引において、あおぞらに対し、下表「交付金額」欄記載の金員を交付し、あおぞらから、下表「返金額」欄記載の金員の返還を受けた（甲4の1ないし11、甲17）。

交付金のうち、平成25年6月20日の4000円は印紙代であり（甲17），他は取引保証金である（甲4の1ないし11）。

返還金のうち、同年9月19日の17万0360円は、1審原告が当時の担当者であった1審被告三輪に対して、「入金するだけで手元に資金が戻ってこない」などと話して返還を求めしたことによるものであり、同年11月29日の222万92

31円は、清算金名目のものである（甲17、乙30）。

日付	交付金額（円）	返金額（円）	残額（円）
H25.6.20	1,000,000		1,000,000
H25.6.20	4,000		1,004,000
H25.6.21	2,000,000		3,004,000
H25.6.27	1,000,000		4,004,000
H25.7.10	1,000,000		5,004,000
H25.7.22	600,000		5,604,000
H25.7.31	3,000,000		8,604,000
H25.8.2	2,000,000		10,604,000
H25.8.20	2,000,000		12,604,000
H25.9.10	4,000,000		16,604,000
H25.9.19	2,000,000	170,360	18,433,640
H25.10.23	1,300,000		19,733,640
H25.11.29		2,229,231	17,504,409
合計	19,904,000	2,399,591	—

(3) 本件海翔取引の概要

ア 1審原告は、平成25年9月9日頃、それまで面識のなかった1審被告溝田からの電話で、「CO2排出権取引」の勧誘を受けたのをきっかけとして、1審被告海翔との間で、本件海翔取引を行うこととなった（乙B17）。

イ 本件海翔取引の内容について、本件海翔取引の開始に際して1審被告菊池が1審原告に交付した「CO2排出権取引」及び「CO2排出権の売買取引について」という資料（海翔取引ガイド（甲6の1、2））や1審原告が平成25年9月11日に1審被告海翔との間に交わした「CO2排出権取引売買契約書」（海翔契約書（甲8））には、1審被告海翔が1審原告からの委託を受けて、ECX-EUA等の売買取引を、英国のAX社を通じて行うこと、そのために1審原告は1審被告海翔に対してECX-EUA1枚当たり12万円の委託保証金を預託すること、1審原告は注文に際して年度及び限月、売付け又は買付けの区分等を明確に指示し

なければならぬこと、反対売買による決済時に、決済当日の為替レートによる差損益金の計算を行うとともに、ECX-EUA 1枚当たり1万5750円の委託手数料を徴収することなどが記載されている（甲6の1、2、甲8）。

ウ 1審原告と1審被告海翔は、平成25年9月11日、本件海翔取引を開始したが、同年11月5日頃、1審原告の委任を受けた本件の訴訟代理人弁護士が、1審被告海翔に対し、取引終了を通知した（甲17）。

エ 1審原告は、本件海翔取引において、1審被告海翔に対し、下表「交付金額」欄記載の金員を交付し、1審被告海翔から、下表「返金額」欄記載の金員の返還を受けた（甲9、甲10の1ないし5、甲17）。

交付金のうち、平成25年9月11日の4000円は印紙代であり（甲9）、他は委託保証金である（甲10の1ないし5）。

返還金は、清算金名目のものである（甲17）。

年月日	交付金額（円）	返金額（円）	残額（円）
H25.9.11	600,000		600,000
H25.9.11	4,000		604,000
H25.9.12	120,000		724,000
H25.9.13	600,000		1,324,000
H25.9.20	1,200,000		2,524,000
H25.10.2	2,520,000		5,044,000
H25.11.20		2,871,269	2,172,731
合計	5,044,000	2,871,269	—

4 爭点及び当事者の主張

(1) 本件各取引の違法性

ア 1審原告の主張

(ア) 詐欺

本件各取引は、いずれも、ECX-EUA等の価格及びユーロ円為替変動を指標とする私的な差金決済取引である。AX社は、ECXにおいて顧客の注文の取次ぎ

をする資格を有しておらず、本件各取引における1審原告の注文は、ECXに取り次がれていない。あおぞら又は1審被告海翔がAX社にECX-EUAの注文を出しているとしても、それは、いわゆるカバー取引（相対取引において、取引の引受け手が、引き受けた注文と同じ注文を第三者に対して行うこと）にすぎず、あおぞら又は1審被告海翔が1審原告の注文を取り次いだことを裏付けるものではない。

このように、あおぞら及び1審被告海翔は、1審原告の注文をECXに取り次ぐ意思も能力も有していないかったにもかかわらず、1審原告に対し、AX社を通じてECXにおいてECX-EUAの売買取引を行うかのように装って、本件各取引の勧誘をし、その旨誤信した1審原告との間で本件各取引を行い、1審原告から、取引保証金ないし委託保証金等を受領したものであって、本件各取引は、いずれも、詐欺によるものとして、不法行為を構成する。

(イ) 適合性原則違反

本件各取引の仕組み及びリスクの態様（価格変動リスク、益金の支払を受けることができない可能性が高いというリスク、利益相反状況で取引の勧奨を受けるリスク、高齢者であるがゆえの判断能力低下のリスク）からして、1審原告の属性（74歳の独居高齢者であって、老後の生活を安定したものにするに足りる程度の資産も十分でなく、投資的取引の経験がなく、年金生活者であること、資産は預貯金が2000万円ある程度であったこと）に照らし、本件各取引を勧誘し、取引を開始させ、継続させることは適合性原則に違反する。

(ウ) 賭博

本件各取引は、ECX-EUA等の価格及びユーロ円為替変動を指標とする私的な差金決済取引であり、賭博に当たる。

(エ) 断定的判断の提供

あおぞら及び1審被告海翔は、1審原告に対し、「投資をすれば確実にもうかる」、「排出権取引は将来確実にもうかる投資である」等と述べて勧誘しているが、当該勧誘行為は断定的判断の提供として違法である。

イ 1審被告中村らの主張

(ア) 詐欺

本件あおぞら取引は、指數先物取引であり、現物のやり取りは全く予定していないが、それ以外は、通常の先物取引と同じである。

あおぞらは、平成23年2月22日、AX社（当時の商号は「Hythe Securities Limited」）に対し、CO2排出権取引委託契約を申し込み、口座を開設し、同年3月30日、同取引を開始した。なお、あおぞらは、AX社との間において、損益が生じないよう、売り買い同枚数としており（当日の全顧客の売りの注文の枚数と買いの注文の枚数との差については、売り買い同枚数となるようにあおぞらの自己玉を加えている。），AX社に対して手数料支払をするのみで、取引保証金は支払っていない。これに対して、あおぞらと顧客との取引においては、売り買い同枚数ということはないから、将来の価格変動による損失をカバーするために証拠金が不可欠となるのであり、これが、1口当たり20万円の取引保証金である。

あおぞらは、AX社に対し、上記のとおり売り買い同枚数とした注文をし、AX社は、同注文をICEに取り次いでいるのであるから、本件あおぞら取引が詐欺によるものであるとはいえない。なお、AX社は、ICEの会員ではないが、ICEにおける原油取引の取次ぎをした実績があり、ICEで取引をすることができるものである。

(イ) 適合性原則違反

1審原告は、4000万円の預貯金を保有しており、自らの判断によって1990万円の現金をあおぞらに差し入れたのであるから、十分な資金を有していたといえる。1審原告は、自らの意思、方針によって本件あおぞら取引を開始し、自分で平均値段を手帳に記載し、建玉と資金状況をも把握していたのであるから適合性に問題はない。

(ウ) 賭博

賭博とは、当事者において確実に予見し得ない事実を予想し、その的中の有無に

よって定まる勝敗に關し、財物等の得喪を争うものをいう。本件あおぞら取引は、相場の変動によって生じた売買損益が取引主体に帰属するものであつて、投機的取引であるが、相場の変動の的中の有無によって勝敗を決するものではないから、賭博とはいえない。

(エ) 断定的判断の提供

1審原告の主張は否認ないし争う。あおぞら従業員らは、「投資すれば確実にもうかる」等とは述べていない。

ウ 1審被告海翔らの主張

(ア) 詐欺

本件海翔取引は、1審原告がCO2排出権取引の主体となり、1審被告海翔が1審原告の委託を受けてAX社に取り次ぎ、最終的に取引市場であるECXに取り次がれるというものである。本件海翔取引において損失等が発生した場合には、委託保証金に直ちに反映されることになるが、このような保証金ないし証拠金は、CO2排出権取引のみならず商品先物取引全体で使われる用語であり、このような差金決済は、先物取引業者では至って標準的なものである。

1審被告海翔は、上記のとおり、CO2排出権取引の取次ぎを行っており、本件海翔取引が詐欺によるものであるとはいえない。

なお、1審被告海翔は、1審原告が主張するカバー取引を行っていない。

(イ) 適合性原則違反

1審原告は少なくとも4000万円の流動資産を有しており、自宅不動産も保有している。1審原告は、1審被告海翔に対し、本件海翔取引を申し込むに当たり、株式経験が20年あるとの偽りの申告をしており、適合性の判断に関する契機を自ら放棄している。年金生活者の具体的な事情は千差万別であり、年金生活者であることのみをもって適合性原則に違反するとはいえない。

(ウ) 賭博

1審原告の主張は否認ないし争う。

(エ) 断定的判断の提供

1審原告の主張は否認ないし争う。

(2) 1審被告らの責任

ア 1審原告の主張

(イ) あおぞら従業員らは、あおぞらの違法な商法にかこつけて金銭を交付させており、民法709条の不法行為責任を負う。あおぞら従業員らは、本件あおぞら取引の全部に関与しているわけではないが、本件あおぞら取引は同種の商法の例に漏れず、各自の役割が分担されて組織的に遂行されたものであるから、民法719条1項の共同不法行為責任を負う。

(ウ) 1審被告中村は、あおぞらの代表取締役として、あおぞらの営業が適法なものとなるように業務執行を行うべきであったのにこれを怠り、違法な本件あおぞら取引を行った。1審被告中村は会社法429条1項に基づく責任を負う。

(エ) 1審被告海翔は、違法な本件海翔取引を行ったものであり、民法709条の不法行為責任を負う。1審被告海翔は、1審被告溝田の不法行為について、同法715条1項の使用者責任を負う。

(オ) 1審被告稲村は、1審被告海翔の代表取締役として、1審被告海翔の営業が適法なものとなるように業務執行を行うべきであったのにこれを怠り、違法な本件海翔取引を行った。1審被告稲村は会社法429条1項に基づく責任を負う。

(カ) 1審被告川名及び同和泉は、1審被告海翔の取締役として、善良なる管理者の注意をもって代表取締役の業務執行を監督し是正するべき義務を負っていたのにこれを怠り、違法な本件海翔取引が行われるままにしたのであるから、同法429条1項に基づく責任を負う。

イ 1審被告中村らの主張

本件あおぞら取引が詐欺や適合性原則違反に当たらない以上、1審被告中村らは

何らの責任も負わない。

ウ 1審被告海翔らの主張

本件海翔取引が詐欺や適合性原則違反に当たらない以上、1審被告海翔らは何らの責任も負わない。

(3) 1審原告の損害

ア 1審原告の主張

(ア) 本件あおぞら取引については、交付金から返還金を控除した残額1750万4409円及び弁護士費用175万円の合計1925万4409円が1審原告に生じた損害である。

(イ) 本件海翔取引については、交付金から返還金を控除した残額217万2731円及び弁護士費用21万円の合計238万2731円が1審原告に生じた損害である。

イ 1審被告中村らの主張

1審原告の主張は否認ないし争う。

ウ 1審被告海翔らの主張

1審原告の主張は否認ないし争う。

(4) 過失相殺

ア 1審被告中村らの主張

本件あおぞら取引は、1審原告の意思と判断により実行されており、一部分でも請求を認容すべき場合であっても、1審原告には重大な落ち度、過失があるから、90%の過失相殺が相当である。

イ 1審被告海翔らの主張

1審原告は、本件海翔取引の開始及び継続に積極的であり、自らの判断で取引を継続することにより損害の発生、拡大を招いているから、大幅な過失相殺が認められるべきである。

ウ 1審原告の主張

1審被告らの主張は争う。

第3 当裁判所の判断

当裁判所は、1審原告の請求のうち、1審被告中村ら並びに1審被告海翔、同稻村及び同溝田に対する請求はいずれも認容すべきものであり、1審被告川名及び同和泉に対する請求は棄却すべきものであると判断した。その理由は、以下のとおりである。

1 事実経過

後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、本件各取引に関し、以下の事実を認めることができる。

(1) あおぞらは、平成22年12月、「CO₂排出権取引」を行うために設立された会社である(乙23, 24)。

「CO₂排出権取引」について、あおぞら取引ガイドには、欧州では、京都議定書で課せられた温室効果ガスの排出削減を効率よく達成することを目的として、平成17年1月から、欧州連合域内での排出量取引をECXにおいて始動していること、各企業は排出量が規定よりもオーバーすると課せられる罰金を免れるために「排出権」を購入することを当たり前のように行っていること、あおぞらは英国のAX社を介し、ECXにおいて顧客の注文を執行していること、ECXは排出量取引について最も流動性の高い取引所であることなどが記載されている(乙1)。

(2) 1審被告海翔は、平成23年2月に設立された会社であり、業務として、「CO₂排出権取引の取次業務」を行っている(乙B16, 本人兼1審被告海翔代表者1審被告稻村(以下、単に「1審被告稻村本人」という。))。

「CO₂排出権取引」について、海翔取引ガイドには、平成9年に京都会議で決められた制度により、CO₂の排出権が商品化され、国際市場で取引できることになったこと、ECXは、欧州最大級の商品取引所であるICEの中にあり、世界で最も活発に排出権が取引される市場として知られていることなどが記載されている(甲6の1, 2)。

(3) ICEは、米国に本拠地を置くインターネットベースのエネルギー商品取引所であり、平成22年に英国のECXを買収して傘下に收めている(乙B10)。

AX社は、本件各取引当時、英国のFCA（フィナンシャル・コンダクト・オーソリティ）を監督当局として、金融サービス業務を行うことが認められており、ICEの上場商品を取次ぎ、顧客資産を管理する資格を保持していたが、ICEの会員カテゴリーの中に入っていないため、先物取引等は、ICEの清算会員を通じてでなければ行えない(乙B10)。

(4) 1審被告菊池は、本件あおぞら取引開始前の平成25年6月18日頃、1審原告方を訪問し、1審原告に対し、あおぞら取引ガイドに基づき、「CO2排出権取引」の説明をし、取引の勧誘をした(甲17、乙29、1審被告菊池本人)。

1審被告三輪は、同月20日、1審原告があおぞら契約書を交わすためにあおぞら東京支店を訪問した際、1審原告に対し、「CO2排出権取引」の説明をし、取引の勧誘をした(甲17、乙29、1審被告三輪本人)。

1審原告は、あおぞら取引ガイドやあおぞら契約書の記載、さらには1審被告菊池や1審被告三輪の説明により、ECX-EUAの売買取引をするものと理解して、本件あおぞら取引を開始した(甲17、弁論の全趣旨)。

なお、1審被告那須及び同松下は、本件あおぞら取引の開始後、それぞれ、何度か1審原告方を訪問し、「CO2排出権取引」の説明や売買の報告などをした(乙29、31、1審被告那須本人)。

(5) 本件あおぞら取引において1審原告があおぞらに対しても注文及びあおぞらによる計算の状況は、別紙1のとおりである(乙14)。

(6) 1審被告溝田は、本件海翔取引開始前の平成25年9月10日頃、1審原告方を訪問し、1審原告に対し、海翔取引ガイドに基づき、「CO2排出権取引」の説明をし、取引の勧誘をした(甲17、乙B17、1審被告溝田本人)。

1審原告は、海翔取引ガイドや同月11日に1審被告海翔との間に交わした海翔

契約書の記載、さらには1審被告溝田の説明により、ECX-EUAの売買取引をするものと理解して、本件海翔取引を開始した（甲17、弁論の全趣旨）。

（7）本件海翔取引において1審原告が1審被告海翔に対しても注文及び1審被告海翔による計算の状況は、別紙2のとおりである（乙B2）。

2 爭点(1)（本件各取引の違法性）について

（1）前記前提事実(2)イ及び(3)イに認定したあおぞら取引ガイド、あおぞら契約書、海翔取引ガイド及び海翔契約書に記載された本件各取引の内容は、いずれも、あおぞら又は1審被告海翔が1審原告からの委託を受けて、AX社を通じて、ECXにおけるECX-EUAの売買取引をし、決済時にその時点での為替レートによる差損益金の計算と円建てによる一定額の委託手数料の徴収をし、1審原告が上記の売買取引のためにあおぞら又は1審被告海翔に対して円建てによる一定額の取引保証金ないし委託保証金を預託するというものであり、したがって、1審原告が、現物か先物かはともかく、ECX-EUAの売買取引が行われるものと理解して本件各取引を開始した（前記1(4)(6)）のは、当然のことというべきである。

また、本件各取引において1審原告があおぞら又は1審被告海翔に対しても注文及びあおぞら又は1審被告海翔による計算の状況（前記1(5)(7)、別紙1、2）も、本件各取引が上記各ガイド及び各契約書に記載されたようなECX-EUAの売買取引であることを前提とするものであったということができる。

しかし、以下にみるとおり、本件各取引において、ECX-EUAの売買取引は行われておらず、本件各取引の実態は、ECX-EUAの価格を指標とした相対取引としての差金決済取引であったと認められる。

（2）本件あおぞら取引が現物のやり取りを予定しない指数の取引であることは、1審原告と1審被告中村らとの間に争いはない。

もっとも、1審被告中村らは、あおぞらがAX社に対し自己玉も加えて売り買い同枚数とした注文をし、AX社は、同注文をICEに取り次いでいると主張しているが、本件あおぞら取引が指数先物取引であるなら、あおぞらがAX社に対して現

物又は先物のECX-EUAの売り買いの注文をするというのは無意味なことであるし、その注文がAX社を通じてECXにおいて取引されたことを認めるに足りる証拠は存在しない。1審被告中村らは、AX社は、ICEにおける原油取引の取次ぎをした実績があり、ICEで取引ができるものであるとも主張しているが、AX社にICEにおける原油取引の取次ぎをした実績があるからといって、ICEの清算会員を通じてでなければAX社が先物取引等を行えないとの前記1(3)の認定が左右されるものではなく、1審被告中村らの上記主張は採用することができない。

そうすると、本件あおぞら取引の実態は、ECX-EUAの価格を指標とした相対取引としての差金決済取引であったのに、あおぞら従業員らは、1審原告に対し、あおぞら取引ガイドに基づく「CO2排出権取引」の説明、勧誘等をし、1審原告をして、ECX-EUAそれ自体の売買取引が行われるものと誤信させた上、本件あおぞら取引を行わせたものであり、本件あおぞら取引はあおぞら従業員らの詐欺によるものであると認められる。

以上の認定、判断に反する1審被告中村らの主張は採用することができない。

(3) 本件海翔取引について、1審被告海翔らは、1審原告がCO2排出権取引の主体となり、1審被告海翔が1審原告の委託を受けてAX社に取り次ぎ、最終的に取引市場であるECXに取り次がれるというものであると主張している。

しかし、本件海翔取引において、1審原告の注文が英国のECXに取り次がれていたのであれば、ECXないしそれに代わる機関に所定のユーロ建てによる取引保証金が預託されたはずであるのに、1審原告が1審被告海翔に交付したのは本件海翔取引に係る一定額の円建てによる委託保証金のみであり、これがECXないしそれに代わる機関に預託されたことを認めるに足りる証拠が存在せず、かえって、海翔取引ガイド及び海翔契約書の上では、為替レートが用いられるのは反対売買による決済時のみであって(前記前提事実(3)イ)、円建ての委託保証金がECXにおける取引に用いられるることは予定されていないものとうかがわれること、ECXに

注文を取り次いだというAX社に対して注文主が1審原告である旨が告知されたことを示す証拠が存在しないこと、AX社は、ICEの清算会員を通じるのでなければICEにおける先物取引等を行うことができず（前記1(3)）、また、AX社がICEの清算会員に本件海翔取引を委託したことを認めるに足りる証拠が存在しないことから、1審原告の注文がECXに取り次がれているとは認められず、1審被告海翔らの上記主張は採用することができない。

そうすると、本件海翔取引の実態は、ECX-EUAの価格を指標とした相対取引としての差金決済取引であったのに、1審被告溝田は、1審原告に対し、海翔取引ガイドに基づく「CO2排出権取引」の説明、勧誘等をし、1審原告をして、ECX-EUAそれ自体の売買取引が行われるものと誤信させた上、本件海翔取引を行わせたものであり、本件海翔取引は1審被告溝田の詐欺によるものであると認められる。

以上の認定、判断に反する1審被告海翔らの主張は採用することができない。

3 爭点(2)（1審被告らの責任）について

(1) 前記2(2)のとおり、本件あおぞら取引はあおぞら従業員らの詐欺によるものであると認められ、あおぞら従業員らは民法719条1項の共同不法行為責任を負うものというべきである。

(2) 1審被告中村は、あおぞらの代表取締役として、あおぞらの営業が適法なものとなるように業務執行を行うべきであったのにこれを怠っただけでなく、あおぞら契約書におけるあおぞらの代表者となる（甲3）などしており、本件あおぞら取引に関し、その職務を行うについて悪意又は重大な過失があったというべきであるから、会社法429条1項に基づく責任を負う。

(3) 前記2(3)のとおり、本件海翔取引は1審被告溝田の詐欺によるものであると認められ、1審被告溝田は民法709条の不法行為責任を負うものというべきである。1審被告海翔は、1審被告溝田の不法行為について、同法715条1項の使用者責任を負うものというべきである。

(4) 1審被告稲村は、1審被告海翔の代表取締役として、1審被告海翔の営業が適法なものとなるように業務執行を行うべきであったのにこれを怠っただけでなく、海翔契約書における1審被告海翔の代表者となる（甲8）などしており、本件海翔取引に関し、その職務を行うについて悪意又は重大な過失があったというべきであるから、会社法429条1項に基づく責任を負う。

(5) 1審被告川名及び同和泉は、1審被告海翔の取締役であるが、取締役であるというのみでは、本件海翔取引に関し、その職務を行うについて悪意又は重大な過失があったということはできない。なお、1審被告海翔は、業務として「CO2排出権取引」をしているが（前記1(2)），専ら同取引をしていることまでを認めるに足りる証拠は存在せず、1審被告川名及び同和泉の担当職務が「CO2排出権取引」であったとは直ちには認められない。そうすると、1審被告川名及び同和泉が会社法429条1項に基づく責任を負うとする1審原告の主張は採用することができない。

4 爭点(3)（1審原告の損害）について

(1) 前記前提事実(2)工のとおり、1審原告は、本件あおぞら取引において、あおぞらに対して合計1990万4400円を交付し、合計239万9591円の返還を受けたのみであり、その差額である1750万4409円は、本件あおぞら取引により1審原告に生じた損害であると認められる。

また、1審原告の弁護士費用のうち175万円は、本件あおぞら取引により1審原告に生じた損害であると認めるのが相当である。

以上による1審原告の損害は、合計1925万4409円である。

(2) 前記前提事実(3)工のとおり、1審原告は、本件海翔取引において、1審被告海翔に対して合計504万4000円を交付し、合計287万1269円の返還を受けたのみであり、その差額である217万2731円は、本件海翔取引により1審原告に生じた損害であると認められる。

また、1審原告の弁護士費用のうち21万円は、本件海翔取引により1審原告に

生じた損害であると認めるのが相当である。

以上による1審原告の損害は、合計238万2731円である。

5 爭点(4)（過失相殺）について

1審被告ら（1審被告川名及び同和泉を除く）は、過失相殺がなされるべきであると主張するが、以上に認定したとおり、本件あおぞら取引はあおぞら従業員らの詐欺によるものであり、本件海翔取引は1審被告溝田の詐欺によるものであるから、過失相殺をするのが相当であるとは認められず、1審被告らの上記主張は採用することができない。

第4 結論

以上によれば、1審原告の請求は、(1)1審被告中村に対して会社法429条1項に基づき、あおぞら従業員らに対して民法719条1項に基づき、合計1925万4409円の損害賠償及びこれに対する不法行為の後の日であり1審被告中村に対する訴状送達の日の翌日である平成26年1月10日から支払済みまで同法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求め、(2)1審被告海翔に対して同法715条1項に基づき、1審被告稻村に対して会社法429条1項に基づき、1審被告溝田に対して民法709条に基づき、合計238万2731円の損害賠償及びこれに対する不法行為の後の日であり1審被告稻村に対する訴状送達の後の日である平成26年1月1日から支払済みまで同法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める限度で理由があるからいざれも認容し、(3)1審被告川名及び同和泉に対する請求は理由がないからいざれも棄却すべきである。

そうすると、原判決のうち、1審被告中村らに関する部分並びに1審被告川名及び同和泉に関する部分は結論において相当であるから、1審原告の1審被告川名及び同和泉に関する控訴並びに1審被告中村らの控訴はいざれも棄却し、原判決のうち、1審被告海翔、同稻村及び同溝田に関する部分は相当でないから、これを取り消した上、1審原告の1審被告海翔、同稻村及び同溝田に対する請求をいざれも認容することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第1民事部

裁判官 石橋俊一

裁判官 田中秀幸

裁判長裁判官石井忠雄は、差し支えにつき署名押印することができない。

裁判官 石橋俊一

2014/06/03

1/1

委託者別勘定元帳

委託者別勘定元帳

顧客番号 500060
顧客氏名 [REDACTED]
電話番号 [REDACTED]

預り保証金	¥0
差引損益金合計	¥0

預り保証金必要額	¥0
差引損益金	¥0

取引保証金	¥0
差引損益額	¥0

取引ID	取引所	商品名	限月	買			賣			手数料	消費税	差引損益金	
				成立日	成立値段	枚数	成立日	成立値段	枚数				
1	ECX	EUA	2013/09/05	4/70	15	2013/06/20	4/48	15	3,300	¥432,861	¥300,000	¥117,861	
2	ECX	EUA	2013/08/30	4,60	5	2013/06/26	4/35	5	1,250	¥163,100	¥100,000	¥58,100	
3	ECX	EUA	2013/08/30	4,60	5	2013/07/01	4,17	5	2,150	¥280,532	¥100,000	¥175,532	
4	ECX	EUA	2013/08/30	4,60	3	2013/07/11	4,08	3	1,560	¥203,548	¥60,000	¥140,548	
5	ECX	EUA	2013/08/30	4,60	7	2013/08/19	4/35	10	1,750	¥228,340	¥10,000	¥81,340	
5	ECX	EUA	2013/09/05	4,70	3	2013/08/19	4/35	3	1,050	¥137,728	¥60,000	¥74,728	
6	ECX	EUA	2013/08/27	4,45	25	2013/10/30	5,13	25	-17,000	¥-2,282,590	¥500,000	¥-2,807,590	
7	ECX	EUA	2013/09/06	5,14	22	2013/09/02	4,53	22	13,420	¥1,766,206	¥440,000	¥1,304,206	
8	ECX	EUA	2013/09/04	4,50	10	2013/09/26	5,43	10	-9,300	¥-1,236,807	¥200,000	¥-1,446,807	
9	ECX	EUA	2013/09/12	5,70	5	2013/09/06	5,14	12	2,800	¥372,708	¥100,000	¥267,708	
9	ECX	EUA	2013/09/12	2013/09/13	5,46	7	2013/09/06	5,14	7	2,240	¥297,337	¥140,000	¥150,337
10	ECX	EUA	2013/09/25	5,35	10	2013/09/09	5,46	35	-1,100	¥-146,696	¥200,000	¥-356,696	
10	ECX	EUA	2013/10/23	4,65	45	2013/09/09	5,46	45	-36,450	¥-4,894,141	¥900,000	¥-5,839,141	
11	ECX	EUA	2013/10/23	4,65	10	2013/09/25	5,35	10	-7,000	¥-839,890	¥200,000	¥-1,149,890	
12	ECX	EUA	2013/10/24	4,63	10	2013/09/26	5,43	10	-8,000	¥-1,080,880	¥200,000	¥-1,290,880	
12	ECX	EUA	2013/10/24	4,63	5	2013/10/01	5,09	5	-2,300	¥-310,753	¥100,000	¥-415,753	
13	ECX	EUA	2013/10/24	4,63	5	2013/10/30	5,13	45	-22,500	¥-3,021,075	¥900,000	¥-3,966,075	
14	ECX	EUA	2013/10/11	4,63	45	2013/10/30	5,13	25	-10,250	¥-1,386,517	¥500,000	¥-911,517	
15	ECX	EUA	2013/11/01	4,72	25	2013/10/30	5,13	20	-2,000	¥-266,420	¥400,000	¥-686,420	
16	ECX	EUA	2013/11/01	4,72	20	2013/11/06	4,82	20					

別紙2

委託者別委託保証金現在高帳

商品名 ICE ECX-EUA-EMISSIONS

コードNO. 10066

委託保証金(現金)			合計預り残高
年月日	預り額	返戻額	
25 9 11	6000000		6000000
25 9 12	1200000		7200000
25 9 13	6000000		13200000
25 9 20	2000000		25200000
25 10 2	2520000		5040000
25 11 20		2168731	2871269
25 11 20		2871269	0

委託保証金(現金)			合計預り残高
年月日	預り額	返戻額	

委託保証金(現金)			合計預り残高
年月日	預り額	返戻額	

委託者別先物取引勘定元帳

No. 1

オーダー No.	限月 年月	売 買			決算日 レート	売買差金(円) 損 益	手数料 合計	差引損益(円) 損 益		年月日 年月	適用	差引損 益	差引残高		
		年月	日	数量 約定値段				損 益	損 益						
E19 C042	13 12	25 11	6 5	482	25 9 11	5 501	132799	126150	18750	204700	25 10	30	4430	4430	
E20 C050	14 12	25 11	6 1	498	25 9 12	1 550	132799	69051	18750	84801	25 10	31	49951	54381	
E19 C061	13 12	25 11	6 5	482	25 9 13	5 547	132799	416650	18750	490400	25 11	6	104900	150519	
E10 C107	14 12	25 11	6 10	498	25 9 20	10 551	132799	7037990	187500	861290	25 11	6	84801	235320	
D101 D001	13 12	25 10	1 10	506	25 10	30 10	494	132799	161930	187500	4430	25 11	6	490400	1725920
D111 D003	14 12	25 10	1 11	521	25 10	31 11	506	132799	23201	18750	49351	25 11	6	861290	1589010
E21 E4	14 12	25 11	1 21	489	25 11	6 21	498	132799	2500711	18750	581721	25 11	6	581721	2168731
											25 11 20	保証会社	2168731	0	

これは正本である。

平成28年4月13日

東京高等裁判所第1民事部

裁判所書記官 小幡宏司